

別表十八

「法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書・地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書」

1 この表の用途

この表は、普通法人が法人税及び地方法人税について中間申告をする場合に使用します。

2 各欄の記載要領

| 欄 | | 記 載 要 領 | 注 意 事 項 |
|-----------------------------|--|--|---|
| 「税務署処理欄」 | | | 記載しないでください。 |
| 法人 税 額 の 計 算 | 「修正・更正・決定の年月日」 | 当期首以後6月を経過した日の前日までに最後に法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。 | |
| | 「法人税額」 | 前期の別表一(一)の「13」の金額を記載します。 <small>(注)</small> 前期が連結事業年度に該当する場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次によります。 イ 連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除きます。)の場合……「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書-連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「12」の金額を記載します。 ロ 連結親法人が特定の医療法人の場合……「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書-連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の「10」の金額を記載します。 | 前期が平成30年4月1日以後に終了する事業年度である場合、別表一(一)の「14」の金額を記載してください。 |
| | 「同上のうち土地譲渡税額等及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」 | 前期に措置法第62条第1項(《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》)に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、前期の別表一(一)の「10」の外書の金額を加えた金額を記載します。 <small>(注)</small> 前期が連結事業年度に該当する場合には、上記に準じて前期の個別帰属額の届出書の該当欄の金額を記載します。 | |
| | 「月数換算」 | 「同上の税額× $\frac{6}{\text{分母}}$ 」の分母の空欄には、前期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。 | |

| 欄 | | 記 載 要 領 | 注 意 事 項 |
|---|---|---|---|
| 地 方 法 人 税 額 の 計 算 | 「修正・更正・決定の年月日」 | 当期首以後6月を経過した日の前日までに最後に地方法人税について修正申告書を提出した日又は更正若しくは決定の通知のあった日を記載します。 | |
| | 「地方法人税額」 | 前期の別表一(一)の「40」の金額を記載します。 (注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次によります。 イ 連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除きます。)の場合……「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書ー連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)である連結法人の分」の「37」の金額を記載します。 ロ 連結親法人が特定の医療法人の場合……「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書ー連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の「31」の金額を記載します。 | 前期が平成30年4月1日以後に終了する課税事業年度である場合、別表一(一)の「42」の金額を記載してください。 |
| | 「同上的うち土地譲渡税額等及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額に係る金額」 | 前期に措置法第62条第1項に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、前期の別表一(一)の「10」の外書の金額に4.4%を乗じた金額を加えた金額を記載します。 (注) 前期が連結事業年度に該当する場合には、上記に準じて前期の個別帰属額の届出書の該当欄の金額を記載します。 | |
| | 「月数換算」 | 「同上の税額× $\frac{6}{}$ 」の分母の空欄には、前期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。 | |

3 根拠条文

法71、規則31、地方法16、地方規則2、3